

令和8年度デジタル人材育成研修業務委託仕様書

1 名称

令和8年度デジタル人材育成研修業務委託

2 目的

デジタル化、DXの推進に必要な知識やスキルを習得し、庁内のデジタル人材の育成を進めるため、階層や役割に応じた研修を実施する。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年12月31日まで

4 研修内容

デジタル人材の育成を図るため、階層や役割に応じた研修を実施する。

(1) DXエバンジェリスト育成研修

高度専門人材と一般行政職員との橋渡しを行うとともに、所属部局のDXの取組をリードする職員（DXエバンジェリスト）を育成するため、業務の本質的な課題発見、BPR、関係者間の合意形成術など、DXの推進に必要不可欠な実践的スキル習得を目的とした研修を実施する。

なお、県では本研修と並行して、直営事業としてナレッジ共有の勉強会や課題解決を検討するグループワークを実施し、年度を通じて継続的な実践活動を展開するほか、その成果を幹部へ直接提言・報告する場を設ける。受託者は、これら県直営の活動全体との連動を念頭に、受講者が習得したスキルを即座かつ継続的に活用・展開できるよう、実戦に即した効果的なプログラムを構成すること。

- ・対象者：DXエバンジェリスト候補者
※各部局から1名程度（20名程度）
- ・研修回数：年3回（令和8年6月～8月において3回開催予定）
- ・研修時間：各回3時間程度
- ・開催方法：オンライン（Google Meet）

(2) Google Workspace活用研修

職員のGoogle Workspace活用能力の向上と業務効率化を目的に、各種ツールの最新機能への対応に加え、生成AI（Gemini等）やローコード・ノーコードツール（Workspace Studio等）の利活用に関する研修を実施する。

- ・対象者：一般職員4,570名
（知事部局3,770名、議会事務局40名、教育委員会等事務局760名）
- ・研修回数：2回（令和8年6月～8月において2回開催予定）
- ・研修時間：各回3時間程度
- ・開催方法：オンライン（Google Meet）

(3) 情報セキュリティセミナー

職員の情報セキュリティに対する意識やリテラシーを高めるため、昨今のサイバー攻撃（ランサムウェアやWebサイト改ざん等）への防御策、クラウドサービスや生成AI利用時におけるリスク管理及び内部不正や人為的ミスによる情報漏洩（メール、外部記憶媒体の取扱い等）の防止策など、業務遂行に必要な不可欠な情報セキュリティ対策に関する研修を実施する。

- ・対象者：一般職員4,570名
(知事部局3,770名、議会事務局40名、教育委員会等事務局760名)
- ・研修回数：1回（令和8年7月開催予定）
- ・研修時間：2時間程度
- ・開催方法：オンライン（Google Meet）

5 実施計画書の提出

本委託業務の受託者は、委託業務の履行に当たり、あらかじめ実施体制及びスケジュールなどを記載した実施計画書を提出し、県の承諾を得た上で、実施計画書に基づきスケジュール管理を行うこと。なお、スケジュールを作成する際は、「8 納品物件」に記載する納品物件の納入時期を記載すること。

6 実施方法

(1) 事業管理

業務の進捗状況や課題等の情報を県と受託者で共有するため、県又は受託者が必要と判断した場合は、日程を調整した上で打合せを実施すること。

(2) 資料の作成

「2 目的」及び「4 研修内容」を踏まえ、それぞれの目的を達成するために必要な研修資料を作成すること。研修の内容や資料については、十分に県と協議すること。

(3) 研修の実施

(2)で県が確認した資料により、職員へ研修を実施すること。受講者への通知及び参加者の取りまとめは原則として県が行う。各研修後には受講した職員にアンケートを行い、成果や課題をまとめること。

7 結果の取りまとめ

上記6(1)から(3)までに係る本委託業務の成果と課題、次年度のより効果的な実施に向けた提言を含めた結果等を取りまとめ、実績報告書として令和8年12月31日までに提出すること。

8 納品物件

以下の成果物を電子データにより提出すること。

(1) 実施計画書

(2) 実績報告書（実施記録、効果測定結果、次年度に向けた提言等を含む）

(3) 全研修（DXエバンジェリスト育成研修、Google Workspace活用研修及び情報セキュリティセミナー）の録画データ（※各研修の実施後2週間以内を目処に納品すること）

(4) その他、県の指示により作成した資料

9 業務完了後

- (1) 受託者は、委託業務が完了したときは、速やかに業務完了届を県に提出する。
- (2) 県は、(1)による報告を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査確認を行う。
- (3) 受託者は、(2)による検査に合格したときは、県の定める手続きに従って委託料を県に請求する。
- (4) 県は、受託者から(3)による請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払う。

10 スケジュール

本業務のスケジュールは概ね下表を想定しているが、詳細は県との協議により決定する。

項目	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12
委託候補者選定	■							
契約締結	■							
業務打合せ		■	■	■	■	■	■	■
研修実施		■	■	■				

11 その他注意事項

- (1) 納品する動画データは、受講者の復習及び未受講の職員へのアーカイブ配信に活用するため、不要部分のカットなど見やすいように加工を行うこと。
- (2) 本委託業務の履行に当たっては、特定の企業や団体への利益供与とならないよう配慮するものとする。また、受託者は受講者等から一切の費用を受領することはできない。
- (3) 本委託業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。
- (4) 受託者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た県業務の一切を漏らしてはならない。
- (5) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。